

県央ネットやまなし観光エリア アニメを活用した誘客事業に係る PRツール制作業務委託優先受託候補者の選考方法

1 企画提案書書類審査の選考方法および得点配分について（第一次審査）

(1) 企画提案書書類審査の選考方法

ア 第二次審査参加者の選考

優先受託候補者の選考については、次の評価分類を指標とする。

- ・技術点 「提案書記載項目等一覧（第一次審査用）（別紙 1）」に基づく提案内容から評価

「2 技術点の採点方法」において定める採点方法により算出する。各選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第 2 位を四捨五入）が最も高い上位 5 者を第二次審査参加者とする。

イ 合計平均点で同順位の者があった場合の第二次審査参加者の決定方法

合計平均点で同順位の者があり上位 5 者が決定できない場合は、まず「1.1【マップ（印刷物）】」の項目の各選考審査委員の評価平均点が上位の者を第二次審査参加者とし、次にくじ引きにより第二次審査参加者を決定する。

(2) 評価分類の配点（技術点）

評価の点数（技術点）については、合計 60 点満点とする。

2 技術点の採点方法

(1) 技術点の採点方法

「提案書記載項目等一覧（第一次審査用）（別紙 1）」に記載した各項目により、提案内容の評価を行う。なお、各項目の採点にあたっては、【表 1 企画提案書評価の判断基準】に基づき、5 点から 0 点の 6 段階による評価を行い、【算出方法 1 技術点】の計算式により技術点を算出する。

【表 1 企画提案書評価の判断基準】

評 価 点	判 断 基 準
5 点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4 点	創意・工夫がある。
3 点	平均的な内容である。
2 点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1 点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0 点	指定した記述項目が網羅されていない、又は網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法 1 技術点】

「技術点」＝（ 評価点 ／ 5 点 ） × 各評価項目の配点

⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和を技術点とする。

3 優先受託候補者の選考方法および得点配分について（第二次審査）

(1) 優先受託候補者の選考方法

ア 優先受託候補者の選考

優先受託候補者の選考については、次の2つの評価分類を指標とする。

- ・技術点 「提案書記載項目等一覧（第二次審査用）（別紙2）」に基づく

提案内容から評価

- ・価格点 「見積書（様式3-2）」に記載された金額（税込）から評価

「2 技術点、価格点の採点方法」において定める採点方法により算出する。各選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先受託候補者として選考し、次に高い者を次点受託候補者として選考する（ただし、優先受託候補者となるには、技術点の合計平均点が57点以上でなければならない）。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先受託候補者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先受託候補者とする。それでも優先受託候補者が決定しない場合は、まずは「3.1 【マップ（印刷物）】」の項目の各選考審査委員の評価平均点が上位の者を優先受託候補者とし、次にくじ引きにより優先受託候補者を決定する。

(2) 評価分類の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については、合計105点満点とし、得点配分については【表2 評価分類の配点】のとおりとする。

【表2 評価分類の配点】

合 計 点 105点	技術点	95点
	価格点	10点

4 技術点、価格点の採点方法

(1) 技術点の採点方法

「提案書記載項目等一覧（第二次審査用）（別紙2）」に記載した各項目により、提案内容の評価を行う。なお、各項目の採点にあたっては、【表3 企画提案書評価の判断基準】に基づき、5点から0点の6段階による評価を行い、【算出方法2 技術点】の計算式により技術点を算出する。

【表 3 企画提案書評価の判断基準】

評 価 点	判 断 基 準
5 点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4 点	創意・工夫がある。
3 点	平均的な内容である。
2 点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1 点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0 点	指定した記述項目が網羅されていない、又は網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法 2 技術点】

「技術点」＝（ 評価点 ／ 5 点 ） × 各評価項目の配点

⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和を技術点とする。

(2) 価格点の採点方法

「県央ネットやまなし観光エリア 誘客促進業務委託公募型プロポーザル実施要項」の「第 2 4 提案上限額」に記載した上限額を基に、「見積書（様式 3-2）」に記載された金額（税込）の評価を行う。

なお、価格点の採点にあたっては、【算出方法 3 価格点】の計算式により算出する。

【算出方法 3 価格点】

提出された見積書のうち、6, 7 9 9, 5 0 0 円以下については、一律 1 0 点とし、6, 7 9 9, 5 0 0 円を超える価格の価格点については、次の計算により算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{「価格点」} &= \left[\frac{7, 5 5 5, 0 0 0 \text{ 円} - \text{見積金額}}{7 5 5, 5 0 0 \text{ 円}} \right] \times 1 0 \text{ 点} \\
 &\quad \text{〔小数点以下第 2 位を四捨五入〕}
 \end{aligned}$$